令和６年度第５回

府中市地域公共交通活性化協議会

議　案

令和７年３月

目　　次

１．議　事

第１号議案　府中市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について
〇資料１

２．報告事項

報告事項１　福塩線利用促進イベント企画について（ 資料２）

報告事項２　おたっしゃ号の通常運行について（ 資料３）

【配布資料】
資料１　　府中市地域公共交通活性化協議会規約（案）
資料２　　福塩線利用促進イベント企画
資料３　　おたっしゃ号の通常運行チラシ

第１号議案　府中市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

《提案要旨》

令和７年４月から府中市の機構改革に伴い公共交通を所管する部署が変更となったため、府中市地域公共交通活性化協議会規約（平成２０年２月１日制定）の一部を次のように改正する。

府中市地域公共交通活性化協議会規約改正（案）新旧対照表

（傍線部分は改正（案）部分）

改正案	現　行
第１条～第１１条　　（略）	第１条～第１１条　　（略）
（書面決議） 第１２条　会長は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議決を決することができる。 ２　第８条第３項の規定は、前項の規定について準用する。 （事務局） 第１３条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 ２　事務局は、府中市市民生活部地域づくり課に置く。 ３　事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 ４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。	（書面決議） 第１２条　会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議決を決することができる。 ２　第８条第３項の規定は、前項の規定について準用する。 （事務局） 第１３条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 ２　事務局は、府中市建設部都市デザイン課に置く。 ３　事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 ４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
第１４条～第１８条　　（略）	第１４条～第１８条　　（略）
附　則 この規約は、令和７年４月１日から施行する。	（新規）

２.報告事項

報告事項１　福塩線利用促進イベント企画について

報告事項２　おたっしゃ号の通常運行について

資料１

府中市地域公共交通活性化協議会規約（案）

平成２０年２月１日制定
平成３１年４月１日改正
令和２年６月４日改正
令和４年１２月２３日改正
令和６年１０月２８日改正
令和７年４月1日改正

（目的）

第１条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、また、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス・タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するために、府中市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を広島県府中市府川町３１５番地に置く。

（業務）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
（２）地域公共交通計画の実施に関すること。
（３）地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
（４）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。
（５）自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
（６）前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（協議会の委員）

第４条　協議会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

（１）市長又はその指名する者
（２）住民又は利用者代表
（３）鉄道事業者
（４）一般旅客自動車運送事業者
（５）自家用有償旅客運送を実施する団体
（６）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
（７）中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
（８）広島県知事又はその指名する者
（９）道路管理者

（１０）府中警察署長又はその指名する者
（１１）学識経験者
（１２）その他市長が必要と認める者
（委員の任期）
第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。
２　委員の再任は妨げない。
（組織）
第６条　協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。
２　協議会に、次の役員を置く。
（１）会長１人
（２）副会長１人
（３）監査委員２人
３　会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。
（会長、副会長及び監査委員）
第７条　会長及び副会長は、委員の中から、これを選任する。
２　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
４　監査委員は、協議会の出納監査を行い、結果を会長に報告しなければならない。
（会議）
第８条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
３　会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４　会長は、会議への代理出席を認めることができる。
５　会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
６　協議会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
７　前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（協議結果の尊重義務）

第９条　協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第１０条　協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第１１条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

２　分科会は、第４条に規定する委員のほか協議会が必要と認めた者をもって構成する。

（書面決議）

第１２条　会長は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議決を決することができる。

２　第８条第３項の規定は、前項の規定について準用する。

（事務局）

第１３条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局は、府中市市民生活部地域づくり課に置く。

３　事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１４条　協議会の運営に要する経費は、府中市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。

（財務に関する事項）

第１５条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第１６条　委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

２　報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、府中市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年府中市条例第３０号）の例による。

（協議会が解散した場合の措置）

第１７条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

（委任）

第１８条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附　則

この規約は、平成２０年２月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和２年６月４日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規約は、令和４年１２月２３日から施行する。

（経過措置）

２　公共交通計画が作成されるまでの間、第３条第２号及び第３号に規定する協議会の事業については、これらの号の規定にかかわらず、「地域公共交通計画」とあるのは「府中市地域公共交通網形成計画」と読み替えて適用する。

附　則

この規約は、令和６年１０月２８日から施行する。

附　則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

資料２

福塩線利用促進イベント企画

・内容

　絵本読み語り事業に連動し、普段乗車機会の少ない園児と保護者に乗車機会を提供（招待）することで利用促進へとつなげるイベントの企画。

① 企画名：「おしゃべりなふくえんせんからの招待状」
② 内容　：招待状を持って福塩線を利用すると絵本に登場するキャラクターをデザインした缶バッジを配布
③ 期間　：令和７年３月１日から令和７年３月３１日まで
④ 対象　：読み聞かせを行った保育所（園）、幼稚園の園児
⑤ 成果品：印刷物等
　　招待状　８００部
　　封筒　　８００部
　　チラシ　２０００部

資料３

令和７年３月

みんなで使おう！！地域の乗り物！！

おたっしゃ号

令和7年4月1日（火）から平日毎日行き1便、帰り1便で運行します！！

おたっしゃ号は、上下町内を運行するデマンド型乗合タクシーです このタクシーは電話または予約フォームで利用していただけます。上下町中心部への買物や通院に利用でき 帰りも予約していただければ外出先から自宅までご利用できます

※乗合であるため お迎え時間は多少前後する事があります

※このタクシーを利用される方は あらかじめ「おたっしゃ号利用登録証」が必要になります。

運行コース		
コース名	**運行事業者**	**対象区域**
Aコース	**昭和タクシー有限会社（電話：62-2222）**	**井永、水永、岡屋、佐倉、矢多田、松崎、矢野、国留、深江（上深江地区）**
Bコース	**エクシードタクシー有限会社（電話：62-2088）**	**二森、階見、小堀、小塚、有福、深江（下深江地区）、上下（下野町地区、後地区、上野町地区、辰の口地区）**

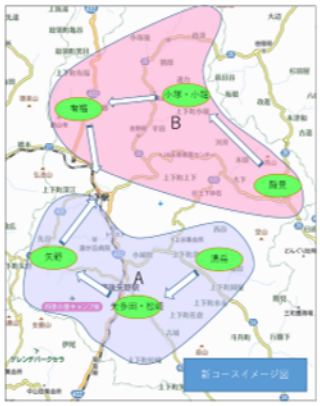

【行き便の乗降場所】

ご自宅近く（指定場所）にお迎えに行き、上下町中心部の医療施設、商業施設、公共施設、駅などどこでも降車できます。上下町中心部以外では「湯が丘病院」と「かがやき苑」で降車できます

【帰り便の乗車場所】

◇府中北市民病院 ◇ふらっと上下 ◇黒木整形 ◇田中歯科 ◇松山歯科 ◇上下駅
◇湯が丘病院 ◇かがやき苑 ◇上下町民会館 ◇上下郵便局 ◇ショッピングクロスすいすい

おたっしゃ号の行き便の各地域の発車時刻（目安）			
Aコース		Bコース	
清岳	8:55	階見	8:50
矢多田・松崎	9:10	小塚・小堀	9:05
矢野	9:20	有福	9:20
上下町中心部	**9:30着**	上下町中心部	**9:30着**

おたっしゃ号の帰り便の発車時刻	
（上下町中心部発）	**12：00発**

※帰り便はＡ、Ｂどちらも同時刻で発車します。

土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は運休

運賃(1人1乗車)
一般300円、高齢者（75歳以上）200円、免許証返納者200円＊1、障がい者手帳保持者150円＊2、小学生150円、就学前乳幼児等無料 ＊3

＊1 免許証返納者の方は乗車時に運転経歴証明書の提示をお願いします。
＊2 障がい者手帳をお持ちの方は 乗車時に手帳の提示をお願いします。
＊3 就学前乳幼児の方は、保護者１人につき1人分無料、2人目からは小学生料金（150円）がかかります。

お問い合わせ

〒726-8601
広島県府中市府川町315番地
府中市役所 建設部
都市デザイン課 都市計画係
☎：0847-44-9170
：0847-46-1535

おたっしゃ号を実際に利用してみよう！！

■利用方法

1.まず、おたっしゃ号の利用登録を行ってください。
ご利用の際に「おたっしゃ号利用登録証」が必要です。
※既に登録されている方は必要ありません 。

2.登録が終了後に利用登録証がご自宅に届きます。
利用登録証が発行するまで１週間程度いただきます。

3.利用される日をタクシー会社に連絡してください。
行き便は利用される前日 １６時まで、帰り便は利用される ２時間前までに
電話または予約フォームで 申し込みます。

4.利用日にタクシーがお迎えに伺います。
行き便も帰り便もご自宅周辺で乗降となります。各地域を回るためお時間はいただきます。

まだ登録をされていない方は是非ご利用ください！！

予約の方法は2通り！！

■予約方法

行き便は利用される前日１６時まで、帰り便は発車時刻の２時間前まで に
電話又は予約サイトで申し込みください。

【電話の場合】
「おたっしゃ号を予約します」とお伝えください。
行き便の予約では、お名前、登録番号、運行日（便）を
帰り便の予約では、お名前、登録番号、運行日（便）、乗車場所 をお聞きします。
※乗合であるため、お迎え時間は多少前後する事があります。

連絡先

コース名	運行事業者	対象区域
Aコース	昭和タクシー有限会社（電話：62-2222）	井永、水永、岡屋、佐倉、矢多田、松崎、矢野、国留、深江（上深江地区）
Bコース	エクシードタクシー有限会社（電話：62-2088）	二森、階見、小堀、小塚、有福、深江（下深江地区）、上下（下野町地区、後地区、上野町地区、辰の口地区）

【予約サイトの場合】
府中市ホームページ又は右記の二次元コードから
予約サイトで申し込みください。
① 利用登録の有無を確認します。
② 登録番号、お名前、連絡先を入力ください。
③ 同乗者、利用日、利用地区を回答してください。
④ 行き便、帰り便の利用される便を回答してください。

Aコース	Bコース

おたっしゃ号から上下と府中の移動も簡単です！！

おたっしゃ号と他の公共交通を利用すれば、上下と府中の移動も簡単です！上下から府中までは JRと路線バスがあり、運賃はJR510円、路線バス500円で行くことができます。※バスの運賃は**現金**でのお支払い時のみです。

各時刻表は下記、二次元コードからご確認ください。

JR時刻表	路線バス時刻表